

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

令和2年度決算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 98,173 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 825,284 千円

(単位:千円)

事業名	令和2年度 決算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	434,202	61,893	372,309	213,537	13,700	13,844	131,228	15,610
	老人福祉費	464,952	9,304	455,648	43,005	3,600	12,731	396,312	47,144
	児童福祉費	217,960	106,481	111,479	83,170	5,300	22,732	277	33
	小計	1,117,114	177,678	939,436	339,712	22,600	49,307	527,817	62,787
衛生費	保健衛生費	387,920	21,044	366,876	5,888	54,190	9,331	297,467	35,386
	小計	387,920	21,044	366,876	5,888	54,190	9,331	297,467	35,386
合計	1,505,034	198,722	1,306,312	345,600	76,790	58,638	825,284	98,173	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。